

平成 24 年 11 月 30 日
大王製紙株式会社

平成 24 年 11 月 30 日東京地方裁判所の判決
(平成 22 年(ワ)第 12777 号特許権侵害損害賠償請求事件、他 1 件) についてのお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月、ユニ・チャーム株式会社に対して、同社のベビー用紙おむつ『ムーニーマン』が当社所有の特許（紙おむつの立体ギャザーの構造に関する特許、紙おむつのお腹周りの弾性伸縮部材の配置に関する特許）を侵害している旨の警告書を送付しましたが、交渉は平行線をたどったため、当社はやむなく第三者の判断を仰ぐこととし、平成 22 年 4 月 6 日に東京地方裁判所に、特許権侵害損害賠償請求を提起しました。

平成 24 年 11 月 30 日、遺憾ながら当社の主張は認められず、当社の請求を棄却するとの判決を受けました。

しかしながら、当社は、ユニ・チャームが当社特許を侵害していることは間違いないと考えていますので、今後判決内容を精査し、知的財産高等裁判所に控訴する方針です。

以上